

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年10月13日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ゲンキー関広見店
関市広見字川口117番1 外3筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番